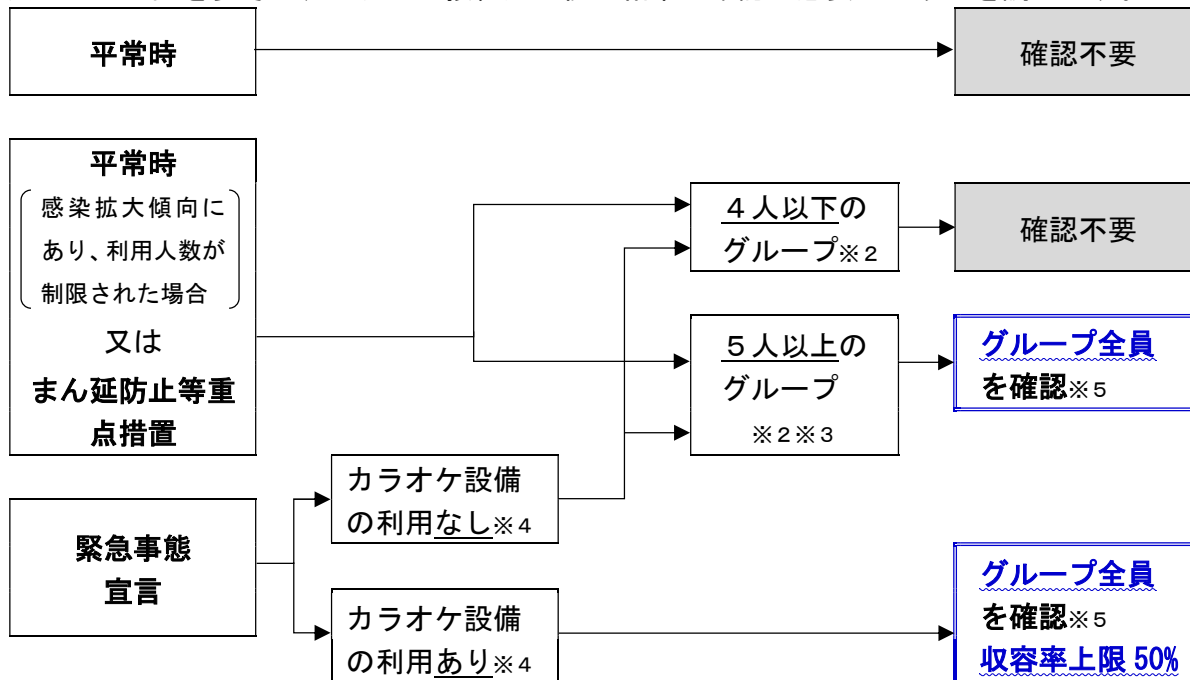


愛媛県ワクチン・検査パッケージ制度適用施設登録制度 ワクチン接種歴・検査結果確認マニュアル（認証店）

1 確認の必要性のチェック

次のフロー図を参考に、ワクチン接種歴・検査結果の確認が必要かどうかを調べます。※1



※1 フロー図は想定に基づくものです。実際の要請内容がフロー図と異なる場合は、実際の要請に従ってください。

※2 5人以上の会食を避けるよう要請があった場合を想定しています。実際の要請において制限される人数が異なる場合は、その人数を超えるかどうかで判断してください。

※3 1テーブル4人以下になるよう分かれて席の交換がない場合、それぞれを4人以下のグループとして取り扱います。

※4 カラオケ設備の利用の有無は、グループごとに判断します。

※5 保護者同伴の未就学児は、確認不要です。(グループの人数には含まれます。)

2 ワクチン接種歴又は陰性の検査結果の確認

①身分証明書等により本人確認を行います。

※12歳未満の本人確認及び年齢確認は、自己申告又は保護者による申告でも確認可能

②ワクチン接種歴又は陰性の検査結果のいずれか（利用者が選択）を確認します。

【！重要！】店側でどちらか一方に限定することはできません。

		確認方法	有効期間
ワクチン接種歴		予防接種済証等（コピー、撮影した画像を含む。）により、2回目接種日から14日以上経過していることを確認	（期限なし）
検査結果	PCR検査等 抗原定量検査	結果通知書により、利用者の検査結果が陰性であることを確認	検体採取日 + 3日間
	抗原定性検査	結果通知書により、利用者の検査結果が陰性であることを確認	検査日 + 翌日

③ワクチン接種歴又は陰性の検査結果のどちらも確認できない場合は、利用をお断りします。

《裏面に注意事項》

《注意事項》

○ワクチン接種証明書

- (1) 接種証明書には、電子的なワクチン接種証明書、在日米軍による接種を受けた在日米軍従業員に対して防衛省が発行するワクチン接種証明書、臨床試験参加者に対して厚生労働省が発行するワクチン接種証明書及び海外在留邦人等ワクチン接種事業により接種を受けた者に対して外務省が発行するワクチン接種証明書等を含みます。
- (2) 外国政府等の発行した接種証明については、次の条件を満たす場合に有効となります。
 - ア 外務省海外安全 HP に記載されている海外から日本への入国に際し有効と認められている国・地域の政府等公的な機関で発行された証明書であること。
(https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificate_to_Japan.html)
 - イ 氏名、生年月日、ワクチン名又はメーカー、接種日及び接種回数全ての事項が日本語又は英語で表記されていること。